

指定通所介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
山口県指定 第3578000113号

当事業所は契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◆ 目 次 ◆

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・	1
3. 職員の配置状況・・・・・・・・	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・	2
5. 苦情の受付について・・・・・・・・	7

この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 へき寿会
- (2) 所在地 山口県長門市日置上3114番地
- (3) 電話番号 0837-37-4177
- (4) 代表者氏名 理事長 中尾 努
- (5) 設立年月日 平成6年7月25日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
平成12年4月1日指定 山口県第3578000113号
※当事業所は特別養護老人ホームへき楽園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定通所介護は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 へき楽園デイサービスセンター
- (4) 所在地 山口県長門市日置上3114番地
- (5) 電話番号 0837-37-4177
- (6) 管理者氏名 光井 修
- (7) 事業所の運営方針
 1. 事業所は要介護者等の心身の特性を踏まえて、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めます。
 2. この事業は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行います。
 3. この事業を行うに当たっては、個別に通所介護計画を作成し、提供するサービス及び機能訓練等の目標を設定し、計画的に行うものとします。
 4. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- (8) 開設年月日 平成12年4月1日
- (9) 通常の事業の実施地域 長門市（旧日置町）、長門市西深川、長門市油谷蔵小田の一部（上蔵小田）及び長門市油谷久富の一部（長久・荒人・稲石・植松・新別名）の地区

(10) 営業日及び営業時間

営 業 日	月・火・水・金・土曜日
休 業 日	木・日曜日 12月31日～1月2日
受 付 時 間	月曜日～土曜日 8:30～17:30
サ ー ビ ス 提 供 時 間	9:30～16:30

3. 職員の配置状況

当事業所では、指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

(利用定員：25名)

職 種	員 数	職 種	員 数
管 理 者	1人	看 護 職 員	1人以上
生 活 相 談 員	1人以上	機 能 訓 練 指 導 員	1人以上
介 護 職 員	3人以上	調 理 員	1人

〈主な職員の勤務体制〉

管 理 者	勤務時間 8:30～17:30	看 護 職 員	勤務時間 8:30～17:30
生 活 相 談 員	勤務時間 8:30～17:30	機 能 訓 練 指 導 員	勤務時間 8:30～17:30
介 護 職 員	勤務時間 8:30～17:30	※調理員については、変則時間帯での勤務。	

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスには

- | |
|---|
| 1. 利用料金が介護保険から給付されるもの
2. 利用料金の全額を契約者にご負担いただくもの |
|---|

があります。

(1) 当事業所が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、食費以外は「介護保険負担割合証」に記載されている、利用者負担の割合の1割・2割又は3割を除く通常9割・8割又は7割が介護保険から給付されます。

①給食

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者（利用者）の身体の状態を考慮した食事を提供します。

②生活指導

- ・日常生活の助言、相談援助を行います。

③健康チェック

- ・血圧、脈拍、体温の測定等を行います。

④入浴又は清拭

- ・温泉による入浴又は清拭を行います。また、寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

⑤介護

- ・移動や排泄の介助、見守り等を行います。

⑥レクリエーション

- ・心身の活性化を図るためのレクリエーションを行います。

⑦送迎

- ・ご自宅から施設までの送迎を行います。

<サービス利用料金（1回あたり）>

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）に食費の合計金額をお支払い下さい。

1. 基本となる介護保険対象サービス料金

(単位：円)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金		6,580	7,770	9,000	10,230	11,480
介護保険から給付される金額	9割	5,922	6,993	8,100	9,207	10,332
	8割	5,264	6,216	7,200	8,184	9,184
	7割	4,606	5,439	6,300	7,161	8,036
サービス利用に係る自己負担額	1割	658	777	900	1,023	1,148
	2割	1,316	1,554	1,800	2,046	2,296
	3割	1,974	2,331	2,700	3,069	3,444

2. 加算・減算となる介護保険対象サービス料金

(単位：円)

加 算 料 金 等	負担割合			備 考
	1 割	2 割	3 割	
入 浴 介 助 加 算 (I)	40	80	120	入浴介助（観察を含む）を行った場合（1日につき）
科学的介護推進 体制加算	40	80	120	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況 その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提 出していること。（1月につき）
サ ー ビ ス 提 供 体制強化加算(I)	22	44	66	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の 70以上である場合。（1日につき）
送迎減算	- 47	- 94	- 141	事業所が送迎を行わない場合（片道につき）
介護職員等処遇 改善加算（Iロ）	所定単位数の12.0%			介護職員のキャリアアップの仕組み作りや、職場環境の改善 を行っている事業所。

3. 介護保険外のサービス料金

食 費	660円（1食につき）
-----	-------------

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合にも償還払いとなります。償還払いとなる場合は、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額の変更をします。

◆社会福祉法人による利用者負担の軽減制度

軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税であって、以下の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めた者及び生活保護受給者とする。

- ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。

(2) 基準介護サービス以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①通常の事業の実施地域以外への送迎

通常の事業の実施地域以外の地区にお住まいの方が、当事業所のサービスを利用される場合は、ご住居と当事業所間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

- ・事業所からの走行距離1キロメートルにつき25円

②レクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。

- ・利用料金：材料代などの実費をいただきます。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、契約者（利用者）に負担いただくことが適当であるものに係る費用をいただきます。

- ・おむつ代等：実費

☆ 経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてのご説明をさせていただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は1か月ごとに計算し、翌月20日にご指定の口座から自動振替によりお支払い頂きます。なお、これによりがたい場合は次の方法によりお支払いください。

※下記金融口座への振込み（振込手数料は支払者負担となります。）

- ① 山口銀行油谷支店 普通預金 5013465
 - ② 山口県農協日置支所 普通預金 0011506
 - ③ 西京銀行長門支店 普通預金 2042041
- (口座名義) 特別養護老人ホームへき楽園

(4) 利用の中止、変更、追加

○ 利用予定日の前に契約者（利用者）の都合等により、通所介護サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良など正当な理由がある場合は、この限りではありません。

・利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
・利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の5% (自己負担の50%)

○ サービス利用の変更、追加申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者（利用者）の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能な日時を契約者に提示して協議します。

（５）緊急時における対応方法

○ 利用者について、身体の状態の急激な変化等緊急事態が発生した場合には、主治医又は協力病院への連絡を行うほか、「へき楽園デイサービスセンター緊急時対応マニュアル」に基づき、適切に対応します。

（６）事故発生時の対応について

○ サービス提供時において事故が発生した場合は、応急処置を講ずるとともに必要に応じ主治医、救急への連絡を行います。また、ご家族及び同意書指定の緊急連絡先へ連絡するとともに、必要に応じ遅滞無く、居宅支援事業所および県市町村等関係行政機関への連絡、報告を行います。

○ 事故発生後、管理者は関係当事者に事情の聴取、現場確認検証等を行い事故発生原因の解明に努め、再発防止案のとりまとめを行います。

○ 事故に関するご相談、お話し合いには誠意を持って対応します。

（７）賠償責任について

○ サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。なお、その際損害賠償額の確定及び請求にあたっては文書（示談書の作成等）によることを原則とします。

○ 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。なお、その際損害賠償額の確定及び請求にあたっては文書（示談書の作成等）によることを原則とします。

（８）非常災害対策

○ 事業所は、火災、風水害、地震その他の非常災害が発生した場合には、「へき楽園防災マニュアル」に基づき、適切に対応するとともに、特に火災については毎月１回訓練を行うとともに、その他災害についても計画に基づき避難、救出等、その他必要な訓練を行います。又、災害時の避難場所については、一次避難場所をへき楽園駐車場、二次避難場所を長門市の定める避難施設の①日置農村活性化交流センター②黄波戸漁村センター③黄波戸保育園とします。

（９）臨時休業について

大雪・台風等の悪天候時の対応、臨時休業について

大雪…朝８：００頃の通所介護提供前、送迎に危険が伴うと判断された場合は、その日の送迎は中止とする場合もございます。また、サービス提供中に大雪警報が発令され、送りの送迎に危険が伴うと判断された場合、早めにご自宅に送迎させていただくことも

ございます。どちらの場合も、ご家庭へデイサービスよりご連絡いたします。

台風…朝8：00頃の通所介護提供前、暴風警報が発令されている場合、臨時休業する場合がございます。また、サービス提供中に台風の接近に伴い、送りの送迎に危険が伴うと判断された場合、早めにご自宅に送迎させていただくこともございます。どちらの場合も、ご家庭へデイサービスよりご連絡いたします。

地震、その他

発生直後直ちに利用者様の安全確認を行い、施設の損壊状況を調査し長門市災害対策本部からの情報等から判断し、対応いたします。

大規模地震に伴う対応、サービス提供の判断基準

注意情報報道時のお迎え前・・・お迎えを中止します。

お迎え車中・・・中止し自宅へお送りします。

サービス提供中・・・サービスを提供し自宅へお送りします。(施設内・外出時も)

送り車中・・・そのまま自宅へお送りします。

警戒宣言報道時のお迎え前・・・受け入れを中止します。

お迎え車中・・・中止し自宅へお送りします。

サービス提供中・・・(施設内) 待機していただきます。

(外出時) 最寄りの避難所へ移動。

送り車中・・・そのまま自宅へお送りします。

(10)虐待防止に関する取組について

○ 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のための次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のための必要な措置

○ 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとします。

5. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【職氏名】 生活相談員 岡 山 尚 子

電話番号 0837-37-4177

○受付時間 毎週月・火・水・金・土曜日 8：30～17：30

(※12月31日～1月2日は除く)

(2) 行政機関等の苦情受付機関

☆長門市高齢福祉課（介護支援班）

【所在地】 山口県長門市 1339-2 【電話番号】 0837-23-1158

【受付時間】 月～金曜日 8:30～17:15 (※祝祭日・年末年始除く)

☆山口県国民健康保険団体連合会

【所在地】 山口県山口市朝田 1980 番地 7 【電話番号】 083-995-1010

【受付時間】 月～金曜日 9:00～17:00 (※祝祭日・年末年始除く)

☆社会福祉法人山口県社会福祉協議会（福祉サービス苦情受付委員会）

【所在地】 山口県山口市大手町 9 番 6 号 【電話番号】 083-924-2837

【FAX】 083-924-2793 [e-mail] kujou@yg-you-i-net.or.jp

【受付時間】 月～金曜日 8:30～17:00 (※祝祭日・年末年始除く)

(FAXや電子メールによる相談は24時間受付)

(3) 社会福祉法人へき寿会苦情解決委員会第三者委員

氏 名	連 絡 先
岡 崎 和 美	長門市日置上 5815 番地 6 (TEL 0837-37-3903)
磯 部 和 康	長門市日置上 11655 番地 14 (TEL 0837-37-2394)
上 野 博 美	長門市日置上 1463 番地 (TEL 0837-37-3586)

『へき楽園デイサービスセンター』

ご利用にあたって

1. 受付時

- ・原則的にご利用までに、当施設所定の様式（利用契約書等）の提出をお願い致します。
- ・ご利用日につきましては、できるだけお客様のご希望に沿うかたちをとらせていただきたいと思います。利用状況によりご要望に沿えない場合もありますので、ご了承下さい。
- （尚、利用途中でも日程等、お客様のご都合が悪くなった場合はご相談下さい。）
- ・2ヶ月ごとに『デイサービス利用計画表』を配布致しますが、予定利用日が都合により変更されている場合もございますので、前回お休みされているお客様は、お電話でご確認ください。
- ・お客様の都合により、ご欠席の場合は、遅くとも当日の**午 前 8 : 0 0**までにご連絡下さい。

2. 送迎時

- ・原則的にお客様の家の玄関から、玄関までを送迎いたします。
 - （特例として、送迎ルート上であれば途中下車はできますが、送迎はその時点までとさせていただきます。）
 - 尚、身体のご不自由な方につきましては、ご家族がお留守でも寝室まで入らせていただくこともございますので、ご了承下さい。
 - ・送迎の時間につきましては、他のお客様の都合等により『15分程度』前後することもあります。
 - ・特に発熱、体調不良等、他のお客様にご迷惑のかかる恐れがある場合、来園をご遠慮願うこともございます。
 - ・デイサービス利用者のご家族の付き添いが必要と思われる場合、当方から添乗をお願いいたしますが、その他便乗につきましては、お断り致します。
- ※交通事故等、賠償責任を伴う場合が出てきたときには、運転手、介助員ならびに他のお客様に過大な迷惑をかけることとなりますし、当デイサービスセンターと致しましても責任を負いかねますので、ご理解下さい。

3. 来園時

- ・他のお客様と履物が混同する恐れもありますので、靴等にはお名前をご記入ください。
- ・お客様の意思を尊重させていただきますので、『入浴』『昼食摂取』『レクリエー

ション参加』等は、強要致しません。

- ・『入浴』につきましては、できるだけご利用いただけるように努めますが、看護師の指示により、中止させていただくこともございます。
(最高血圧は100～150、体温が37.0までくらいを目安としておりますので、日頃から血圧等異常な方は、かかりつけの医師とご相談の上お知らせ下さい。)
- ・お客様の体調が悪い場合は、ご家族等連絡先へご報告の上、早退していただくこともございます。

4. その他

- ・感染(かいせん、MRSA等)の疑いのある方につきましては、むやみに利用のお断りは致しませんので、医師の適切な指示のもとご利用下さい。
(他のお客様に感染が広がらないように対処いたしますので、必ずご報告ください。)
- ・賠償責任を伴う事故につきましては、当施設が加入しております賠償補償保険制度の範囲内にて対処させていただきますのでご了承ください。
- ・頻繁に他のお客様にご迷惑がかかったり、当施設からのお願いを聞き入れてもらえなかったりした場合は、ご利用を取りやめていただく場合もございます。
- ・「昼食」及び「おやつ」の持ち込みにつきましては、衛生管理・リスク管理(弁当の保管場所・保管設備、食中毒や誤嚥の事故防止など)の関係でご遠慮願います。
- ・原則として衣服等の洗濯はできません。
- ・緊急を伴う事故、体調変化等が起きた場合は、申し込み時ご記入いただいております『緊急連絡先』の方へ電話にてご連絡させていただきますが、不通の場合は当施設の判断で対処することもございます。
(救急車等で、かかりつけの病院以外へ搬送することもございますので、ご了承ください。)

へき楽園デイサービスセンター
TEL 0837-37-4177

指定通所介護サービスについて、ご不明の点や詳細は事務所でご説明します。お気軽にお申出下さい。
--